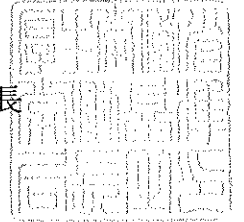


基 発 0 6 2 0 第 2 号

平成 2 4 年 6 月 2 0 日

(社) 全国建設業協会 御中

厚生労働省労働基準局長



夏期の節電に取り組む労使の皆様を対象とするパンフレットの作成について

厚生労働行政の推進につき、平素より多々御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今夏の電力需給に関しては、一部の地域において電力需給のひっ迫が見込まれております。このため、平成24年5月18日に開催された「電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会合」において「今夏の電力需給対策について」が決定され、一部の電力会社管内で、数値目標を伴った節電要請やセーフティネットとしての計画停電の準備を含む、電力需給対策が講じられることになったところです。

これを受けて、電力使用の分散化・平準化を図ることを目的として、事業計画、生産計画等を変更し、所定労働時間の短縮、休暇・休日や始業・終業時刻の変更、変形労働時間制の導入等を実施する企業もあると見込まれます。

このため、厚生労働省では、節電に取り組む労使の皆様が電力不足に対応した働き方、休み方の工夫に向けた話し合いをされる際の御参考となるよう、別添のパンフレットを作成いたしました。

同パンフレットの内容は、厚生労働省ホームページ(※)からも御覧いただけます。

つきましては、貴団体傘下の団体及び企業等に対し、別添パンフレットの内容の周知につき特段の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(※) http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/pamphlet_04.html

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001apoc-att/2r9852000001c15i.pdf>